

審判請求時の補正の却下と手続違背

知財高判平成30年 9 月10日（平29行ケ10213）
（知財高裁ホームページ）

知的財産法研究会
弁護士法人関西法律特許事務所
弁護士 松本 司

第1 事案の概要

1 手続経緯

- (1) ① 平成22年12月22日 親出願（特願2010-286306号）
② 平成26年11月 4 日 本件出願（特願2014-224539号、発明の名称：スロットマシン）
- (2) ① 平成27年12月18日付け拒絶理由通知
拒絶理由1 拡大先願（刊行物 A¹）
拒絶理由2 サポート要件違反
② 平成28年 3 月 1 日 手続補正書、意見書
③ 平成28年 9 月13日付け拒絶査定
拒絶査定理由 拡大先願（刊行物 A）
- (3) ① 平成28年12月14日 拒絶査定不服審判請求
同日 手続補正書提出（以下「本件補正」という。）
② 平成29年 2 月 3 日付け前置報告書
補正発明は、刊行物 1²により新規性・進歩性を欠如、明白性違反（独立特許要件欠如）
③ 平成29年 3 月30日 上申書（前置報告書に反論）
- (4) 本件審決³
本件補正を、刊行物 1 により新規性・進歩性欠如の無効事由が存するから独立特許要件を欠如

1 特願2010-194145号（特開2012-50540号）

2 特開2008-284231号

3 平成29年10月11日付審決（不服2016-18811号）